

	テーマ	ものの循環	事例・地域名	藤沢エコインダストリアルパーク（神奈川県藤沢市）
<p><b>概要</b></p>	<p><b>エコインダストリアルパークの取組</b></p> <p>工場に隣接した社宅敷地約 6ha を対象に、総額 70～200 億円を投じて環境負荷低減技術を集大成させ、ゼロエミッションの哲学を具体化しようという計画。工事完了は 2010 年、想定人口は 1300 人。エネルギー（太陽光発電・風力発電・氷蓄熱システム・燃料電池など） ゴミ（分別システム・熱分解ガス化溶融炉など） 水系（メタン発酵・汚泥堆肥化・雨水貯留システムなど）などのあらゆる環境技術をフルに取り入れる。</p> <p>従来型都市との環境負荷比較では、CO<sub>2</sub> 排出量 30%、エネルギー使用量 38%、水使用量 28%、廃棄物量 96%の削減を目指している。</p>			
<p><b>経緯</b></p>	<p>1970 年代 環境保護技術を開発。</p> <p>1993 年 環境統括室を設置。</p> <p>1994 年～ 環境監査実施。</p> <p>1997 年 ライフサイクルアセスメントの導入を本格的に推進（LCA 指導部門設置）。</p> <p>1999 年 8 月、ZEP5（Zero Emission Production 5-Year Project：5 年間で社内の製造部門での排出物をゼロに近づける）を計画。</p> <p>1999 年 9 月、環境庁よりダイオキシン類緊急全国一斉調査の結果が発表される。引地川のダイオキシン類濃度が高いことが判明。</p> <p>2000 年 3 月、藤沢市の採取した稲荷雨水幹線の排水から、高濃度のダイオキシン類が検出され、神奈川県及び藤沢市が藤沢工場に立入検査を実施。工場内焼却施設のスクラバー排水が雨水管に誤接続され、未処理のまま稲荷雨水幹線に放流されていたことが判明。藤沢事業所 ISO14001 登録返上申入れ（2000 年 11 月に登録回復）。</p> <p>2000 年 6 月、行動基本原則 5 か条を定める。</p> <p>2000 年 エコインダストリアルパーク(EIP)基本設計。</p> <p>2001 年 3 月、事業遂行に伴うリスク管理のあり方等を検討するリスク・マネジメント・パネルを設置。</p> <p>2001 年 秋、EIP の第 1 期工事に着工。工事内容は、社宅、エコセンター、研修施設及び周辺環境整備で環境共生型都市運営のソフト習得やハードの実証を目指す。</p> <p>2005 年から 2 期工事（一般分譲住宅：運営実践、情報の対外発信、環境共生型コミュニティの形成を目指す）、2008 年から 3 期工事（環境関連ベンチャー企業用賃貸事業所の工事：環境のシリコンバレー創造を目指す）を行う。</p>			
<p><b>出典</b></p>	<p>荏原製作所ホームページ（<a href="http://www.ebara.co.jp/">http://www.ebara.co.jp/</a>）、ヒアリング調査実施</p>			



## 現在の活動内容

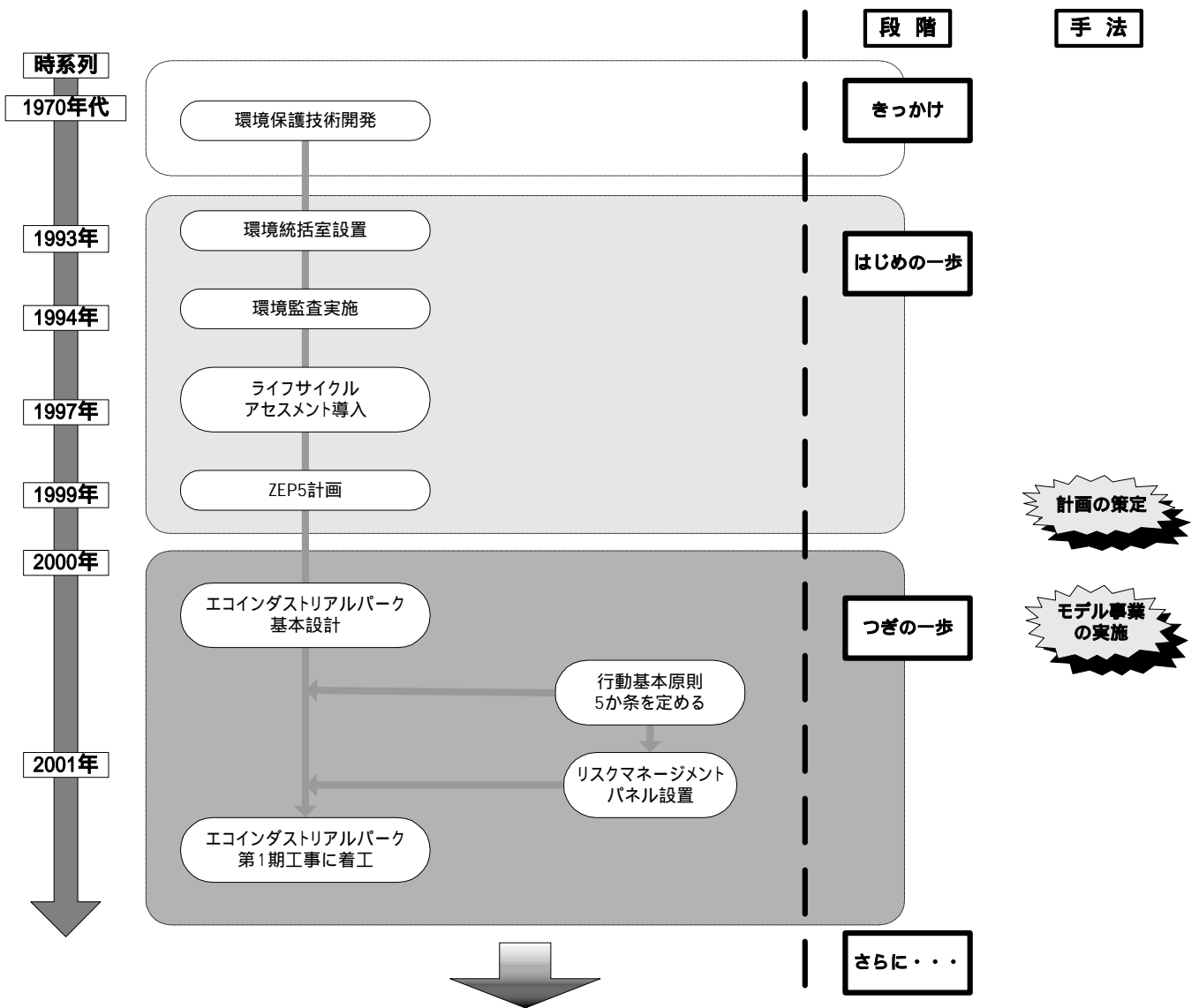
### エコインダストリアルパーク

廃棄物から金属、セメント、ガスなどの資源を分離して回収するゴミ再資源化のパイロットプラント、リサイクル工場、排水処理施設を建設し、併せて社宅、独身寮、賃貸・分譲住宅、賃貸事務所、農地、エコセンターと称する環境研修所、エネルギーをセーブした設備を導入し有機野菜やエコロジカルな製品を販売する日本初のエコスーパー、環境配慮型レストラン、ビオトープなども整備する。工場の熱エネルギーを家庭で再利用し、家庭のゴミは堆肥にして農地に戻す計画。

浄水場、下水処理場、発電施設などの社会インフラと住宅、工場、商業施設、農園などを隣接させ、工場から出る温排水を住宅や農園で利用したり、廃棄物から資源・エネルギーを取り出したり、効率的な循環型まちづくりを目指す。すでに新型のごみ処理・発電システムを建設した。

ダイオキシン類流出事故以降、工場見学会・運動場無料開放・テニススクールの実施等、地域住民の理解を得ながら操業を続けるための努力を続けている。

## 活動の歩み



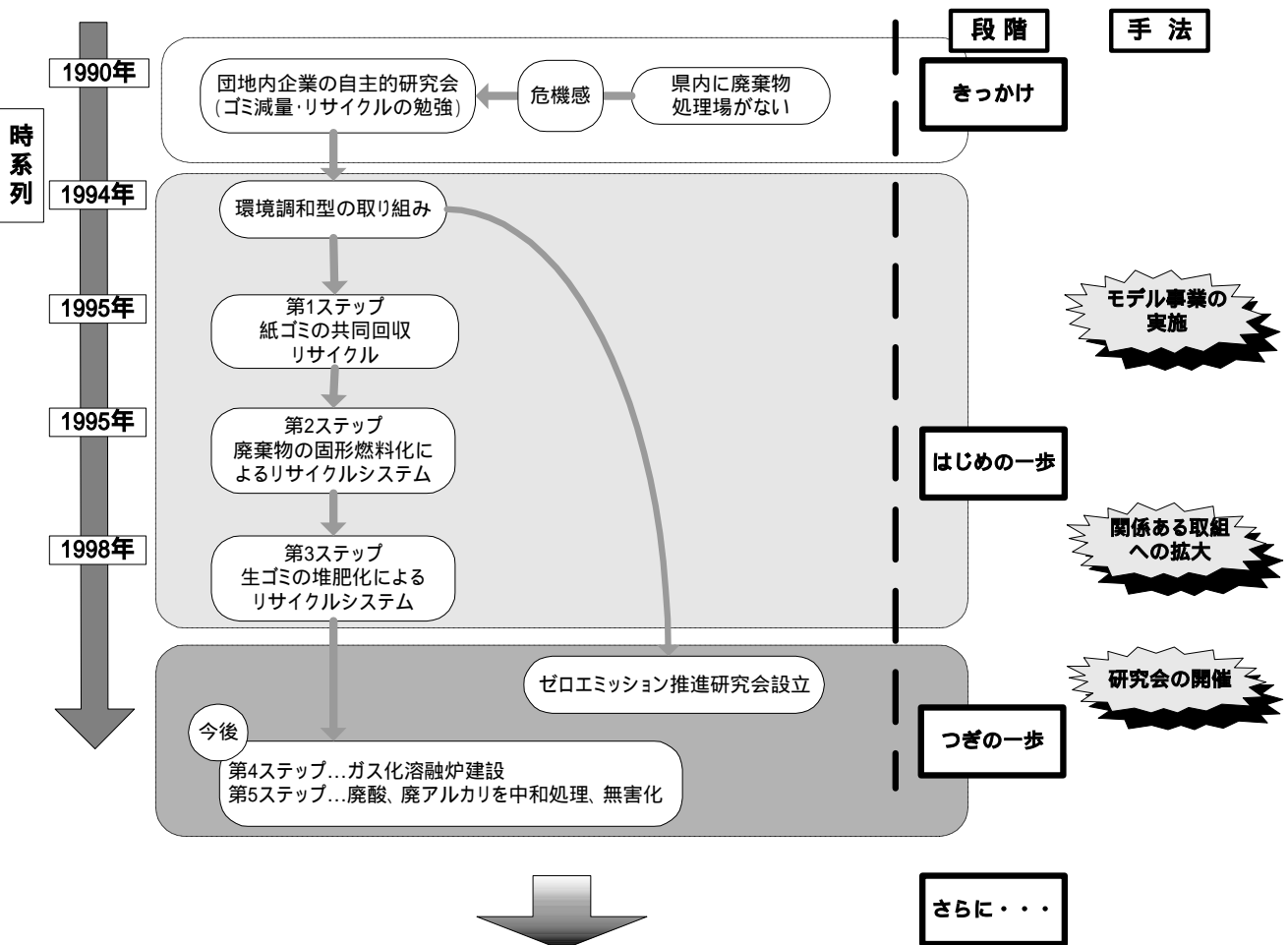
	テーマ	ものの循環	事例・地域名	国母工業団地（山梨県甲府市 他）
概要	工業団地のゼロエミッションの取組			
<p>国母工業団地は山梨県甲府市中心部から西南約 5km、甲府市・昭和町・玉穂町にまたがる地域にあり、1市2町（当時1市2村）が甲府地区事開発事業団を設立し造成を行った。団地内には、横川電気、松下電器産業など電気機器・部品製造工場を中心に 23 社が集まる。</p> <p>工業団地への進出企業で組織する工業会のなかに環境調和のための研究会を立ち上げたことをきっかけとして、これまで大きく 3 ステップを経て整備を行い、生ゴミ処理ではコンポスト化された堆肥を、近隣の桃農家にも配布。一方でその桃を買い入れ、理想的な循環に結びつけている。</p> <p>取組から 2 年たった現在、約 45%の廃棄物を再利用・再資源化し、廃棄物の総量・処理費は半減、具体的な効果を生んでいる。</p> <p>また、1993 年に県内の企業が発足させた「環境に関する企業連絡協議会」は、国母工業団地の成功から活性化し、500 企業参加の「環境作戦 山梨 500」を発足。ゴミ減量化等の取組方針を決めた。</p> <p>[成功要因]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.企業の業種や規模がまちまちのため、ライバル意識がなく協調体制が取れ、しっかりとした組織を作ってから取組がスタートできた。</li> <li>2.外部機関（産業廃棄物協会）との連携がスムーズにいった。</li> <li>3.各企業に無理強いしないことが自主性を高めた。</li> </ol> <p>[効果]</p> <p>焼却炉使用が廃止され、クリーン団地が推進した。  分別収集が徹底し、従業員のモラルがアップした。  ISO14001 取得企業が 9 社あり、ゼロエミッション活動の貢献が大きい。  工業団地への全体的評価が向上した。</p>				
経緯	<p>1990 年～ 団地内企業が、県内に廃棄物処理場がないことに危機感を持ち、自主的研究会を開いてゴミの減量・リサイクルの勉強を始める。</p> <p>1994 年 環境と調和するための活動の試みがはじまる。</p> <p>1995 年 11 月～、（第 1 ステップ）紙の共同回収リサイクル。</p> <p>1997 年 1 月～、（第 2 ステップ）廃プラスチック等を固形燃料化するリサイクルシステム。</p> <p>1998 年 団地内企業の代表者・廃棄物処理業者・学者・県職員等でゼロエミッション推進研究会設立。</p> <p>1998 年 11 月～、（第 3 ステップ）生ごみの堆肥化によるリサイクルシステム。</p> <p>今後は、第 4 ステップとして、ガス化溶解炉建設（そこから得られる燃料で発電、パルプモールド生成）、第 5 ステップとして、廃酸、廃アルカリを中和処理し、団地内で無害化する取組を行っていく。</p>			
出典	<p>地域振興整備公団ホームページ「地域づくり事例集」（<a href="http://www.region.go.jp/soudan/soudan34.html">http://www.region.go.jp/soudan/soudan34.html</a>）</p> <p>「産業立地」2000 年 5 月</p>			



## 現在の活動内容

- ・ 工業団地内で発生する紙類をコピー紙・新聞紙・雑誌・段ボールにわけて廃棄物処理業者が回収、製紙工場によってトイレットペーパーに再生し、団地内企業が購入。
- ・ 廃プラスチックや木クズ等を固形燃料化。この固形燃料は、セメント工場の再資源となり、また焼却灰はエコセメント化。県の融資で、固形燃料化プラントを建設。
- ・ 社員食堂から出る生ごみをコンポスト化して、地域農家に堆肥として提供。農家で収穫された農産物を団地内企業で購入。

## 活動の歩み



## 概要

## 有機農業の推進

綾町は、総面積の80%が森林で農地は9%という豊かな緑とともに美しい渓谷を形成している。「健康ですみよい町づくり」をスローガンに、自然生態系を大事にした自然循環に基づき、持続可能な都市づくりを目指している。方針としては、農村文化のすばらしさを伝承し、農村と都市との交流・共生を図ること。そして、国際化の時代に向かって国際交流を推進し、綾町の文化を世界に、世界の文化を綾町へと伝えることの2つ。綾町は有機農業に力を入れることで町の活性化を図ろうとしたところが特徴的である。



## 経緯

1973年 一坪菜園運動の開始

「畑の片隅、自宅の庭で作ってください。」と野菜の種子を町民に配布し、土づくりによる有機農業を実施した。また、家庭菜園コンクールを行うことで、地域住民の交流と家庭菜園の普及を図った。

1978年 自給肥料供給施設の設置

1981年 家畜糞尿処理施設の設置

1982年 有機農産物直売を開始。

1986年 生ゴミの有機肥料化の開始

綾町の生ゴミ収集トラックは、木曜日と日曜日を除く毎日で朝と昼の2回、町内約60%の家庭を回る。回収された生ゴミは堆肥生産施設で堆肥の原料となる。残りの40%の家庭には家庭用コンポストで畑に帰してもらう。そうすることで、1日3tの生ゴミは、100%土に還元している。

1987年 堆肥生産施設の設置

1988年 自然生態系農業の推進に関する条例の制定

本来機能すべき土の自然生態系を取り戻し、化学肥料や農薬などの合成化合物の利用を排除し、健康保持遺伝毒性を除去する農法で、食の安全と消費者に信頼・愛される農業を確立するために制定した。綾町の農産物は、この条例の基づき、認証基準を設けランクづけした上で出荷されている。認証基準は、綾町が委託した学識経験者・生産者・消費者及び関係機関の代表者をもって構成する審議会の答申を経て決定されたものである。その具体的な仕組みは、農地の認定基準と生産管理基準にしたがって生産物をランクづけし、認証シールを交付することにより栽培管理の実態が消費者に明確につかめるようになっている。また、この認証業務と認証シールの交付は、有機農業開発センターが担当している。

1989年 有機農業開発センター設置

1997年 東京都との有機農産物等の流通協定締結

2001年 有機 JAS 登録認定機関に認定

## 出典

綾町ホームページ (<http://www.miyazaki-nw.or.jp/ayatown/profile.html>)

情報環境フォーラムホームページ (<http://club.pep.ne.jp/~wata.forum/chiiki/aya/aya3.html>)

## 現在の活動内容

現在宮崎市内のアンテナショップ「水の郷綾有機直販センター」では、4500人の会員を集めている。また、生産された堆肥は、10kg 100円・1t 3,000円で町民に販売している。

綾町の有機農業は、もうけることではなく、町民の健康を守ることが目標であった。そのため、短期的な利益がでなくても長期間にわたって計画を続けることができた。また、自然生態系保全という町の基本目標に向けて、コストを負担しても堆肥化するという事に住民の合意があったことも重要である。他にも、畜産と野菜などの耕種のバランスがよく、有機物のリサイクルが可能であったことも成功の要因として挙げられる。

## 活動の歩み

